

2022年8月16日

各 位

株式会社 オウケイウェイヴ
代表取締役社長 福田道夫
(コード番号:3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 取締役 野崎正徳
電話番号 03-6823-4306

当社株主のインターネット上の投稿に対する 当社意見の表明及び注意喚起に関するお知らせ

2022年8月12日付「当社株主に対する警告書の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」及び同月15日付「2回目となる当社株主に対する警告文の送付と同株主による委任状勧誘行為に関する注意喚起に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、当社株主の杉浦元氏（以下「本株主」といいます。）に対して、同氏が繰り返し違法行為及び委任状勧誘規制の違反行為を行っていることから、警告文を送付し、併せて、2022年8月25日に開催予定の当社臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して、同氏が行う委任状勧誘行為について注意喚起をいたしました。

今般、当社は、本株主が、当社が既に2020年9月29日開催の第21回定時株主総会以降3回の株主総会にわたり実施している、本総会において議案に対する賛否と行使方法を問わず議決権行使を行う株主に対して500円分のQUOカードを交付すること（以下「本QUOカード交付」といいます。）が会社法違反であると断定する投稿（以下あわせて「本件投稿」といいます。）の存在を確認したことから、本日付で、本株主に対して、本件投稿に対する抗議する当社意見の表明（以下「本件抗議」といいます。）を行うとともに、併せて、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して、本株主による委任状勧誘行為の一環として行われた本件投稿について注意喚起をいたしますので、お知らせいたします。

記

1. 本件抗議の経緯

(1) 本件投稿の記載内容

当社は、本日、本株主が、委任状勧誘行為の一環として、当社のYahooファイナンスの掲示板及び同氏のTwitterアカウントにおいて、当社の本QUOカード交付が会社法違反であると断定する本件投稿をしている事実を確認いたしました。

本株主は、当社のYahooファイナンスの掲示板において、2022年8月13日7時4分に「クオカードについてですが、非常にグレーというか、黒に近いです。会社側は直近、私に対して警告をしましたが、このクオカードの件の方がよっぽど違法性が高いです。私の代理人であるニューポート法律事務所さんからもその指摘がされています。※私の場合は野崎さんへの名誉毀損かと思いますが、クオカードは会社法違反でしょうか。」（当社と本株主以外の個人アカウントの方のハンドルネームは削除し、誤字については修正しています。）、及び、「おそらく会社側は会社法違反になる可能性も覚悟のうえで、今回の臨時株主総会に臨んでいるのではないのでしょうか。」などと投稿しています。

また、本株主は、同氏のTwitterアカウントにおいて、2022年8月13日7時43分に「#OKWAVEですが、会社法120条の禁止する利益供与にあたる、クオカードの提供を約束してまで議決権集めをしてきました。。。参考になる過去の判例はこちら。「同封」がされていないことだけが、今回と下記判例の異なる部分かな。#コンプライアンス」（引用された法律事務所のURLは削除しています。）などと投稿しています。後述のとおり、本株主が法律事務所のURLを通じて引用した裁判例は、東京地裁平成19年12月6日判決の「モリテックス事件」ですが、同事案と当社が実施するQUOカード交付とは前提とする事実関係が異なります。なお、当該投稿中の「#」は、いわゆる「ハッシュタグ」でTwitter内の投稿を拡散する場合に用いられ、また、本株主は追加で2022年8月13日7時44分に「これはリツイ希望かも。。。」「リツイート」により当該投稿の拡散を「フォロワー」に求める投稿もしています。

さらに、本株主は、同氏のFacebookにおいて、2022年8月14日の投稿で「今、OKWAVEは会社法違反の可能性もある行為をしながらとても積極的な委任状勧誘活動をされていて」と投稿しています。

(2) 本QUOカード交付に対する当社意見

QUOカードは、上述のとおり、既に当社が2020年9月29日開催の第21回定時株主総会、2021年6月28日開催の臨時株主総会、同年9月28日開催の第22回定時株主総会にて実施しているものであり、2022年8月25日に予定されている臨時株主総会において初めて実施するものではありません。QUOカードの金額につきましても、従前の株主総会における金額と同額(500円)であり、社会通念上許容される相当な金額です。

第7波の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主の皆様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただく代わりに、議決権行使書による事前の議決権行使をお願いし、かかる主旨から、当日出席いただく株主様へのお土産を廃止し、議決権を有効に行使いただきました株主様全員に対し、会社提案、株主提案のいずれの賛否を問わず、また一部行使の場合を含め、事前の議決権行使書による行使、当日の出席による行使、委任状による行使を問わず、500円分のQUOカードを贈呈させていただくとしたものであり、本QUOカードの交付と会社議案への賛成とを結びつけているものではないことは明らかです。

一方、本株主が法律事務所のURLを通じて引用した「モリテックス事件」の裁判例は、QUOカードの提供が当該株主総会において初めて行ったものであり、株主に郵送されたはがきに会社提案への賛同とQUOカードの贈呈の相互の関連性を印象付ける記載などがなされていた事案であり、本総会における本QUOカードの交付とは全く事案を異にするものです。

よって、当社では、本株主が指摘する会社法120条違反の問題は生じないものと認識しております。

(3) 委任状勧誘規制違反のおそれ

本件投稿は本株主による委任状勧誘行為の一環として行われているところ、本件投稿は、引用する裁判例と本件の上記(2)で述べた明らかな事案の違いを説明せず、本件QUOカード交付が「会社法120条の禁止する利益供与にあたる」と断定的な法的評価を記載している点で、誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けており、金融商品取引法施行令第36条の4の「勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録を利用して、議決権行使の勧誘を行ってはならない。」との委任状勧誘規制に違反するおそれがあります。

(4) 抗議文の送付

以上のことから、当社は、本日、本株主に対して、直ちに本件投稿の訂正をインターネットにおいて掲載すること、及び、上記該当箇所の記載のある本件投稿を利用した委任状勧誘を行うことがないように請求する抗議文を送付いたしました。

2. 当社株主の皆様へ

前記1の理由から、当社は、本件投稿に対して抗議するとともに、本総会において議決権行使を行うことができる当社株主の皆様に対して、本株主が行う委任状勧誘行為の一環として行われた本件投稿について注意喚起をいたします。

なお、本株主が本件投稿を用いて委任状勧誘を行い続け、当社株主の皆様の投票行動に重大な影響が出た場合、本総会の株主総会決議が取消になる可能性があり、当社の企業経営に損失が発生する可能性があります。

3. 今後について

本総会の手続きについては、当社は、継続して、本株主に適法な手続きを履践するように求めてまいります。

以 上